

【トンネル】 定期点検の結果に基づく修繕の実施

県が管理するトンネルについては、5年に1回の頻度で定期点検を実施しており、その結果からトンネル毎の健全度を評価しています。

この結果に基づき、健全度の悪い施設から優先的に修繕を実施していきます。

《定期点検の概要》

- ◆ 点検対象 : 177基

健全度評価区分

健全度	健全度評価の内容
I	利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。
II	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視、又は予防保全の観点から対策を必要とする状態。
III	早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態。
IV	利用者に対して影響が及び可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。

良
↓
悪

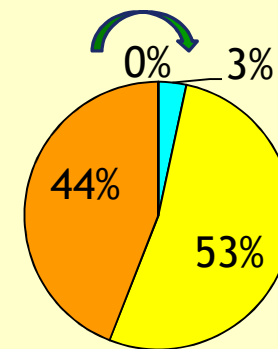
《定期点検結果（健全度評価）》

- ◆ 健全度評価は、I～IVの4段階評価を実施しており、H26.7月から5年に1回の頻度での近接目視による定期点検が義務化され、平成30年度までに1巡目の法定点検が完了した。
- ◆ 修繕の対象となる「健全度Ⅲ」の76基※については、引き続き、修繕を実施していきます。
※修繕を実施している箇所も含まれています。

点検結果（健全度評価）R02. 3時点

健全度区分	施設数	
	(基)	割合
健全度 I	6	3%
健全度 II	93	53%
健全度 III	78	44%
健全度 IV	0	0%
計	177	100%

健全度の割合



修繕により健全度を回復します

修繕により健全度を回復します

- 健全度 I
- 健全度 II
- 健全度 III
- 健全度 IV